

日行連発第394号
平成30年7月19日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

自動車の相続に係る登録申請時の戸籍謄本等の原本返却について

平成29年8月10日付日行連発第435号により、自動車相続関係手続において、戸籍謄本等に代わり、法定相続情報一覧図の写しが利用できる旨をお知らせいたしました。これに先立ち、平成29年2月21日付で国交省より別添のとおりのお知らせが発出されております。

これにより、相続が原因となる登録手続においては、戸籍謄本等を申請書に添付しなければならないところ、申請者から戸籍謄本等の返却の求めがあった場合には、返却されることとなっております。

通知の発出から1年以上経過しており、既に現場では本件取り扱いが周知され、運用がなされているかと思いますが、今般、国交省より当該通知の提供を受けましたのでお知らせするものです。

各単位会におかれましても、各会員への周知等を図られたく、ご協力のほどよろしく願いいたします。なお、本件は会員サイト「連con」でもご案内しておりますのでご承知おきください。

【別添】

自動車の相続に係る登録申請時の戸籍謄本等の原本返却について

以上